

令和8年度国立大学法人等施設整備の概算要求事業の選定の考え方

令和7年8月 日

国立大学法人等施設整備に関する検討会決定

令和8年度の国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の施設整備の概算要求事業については、「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（令和3年3月31日文科科学大臣決定）及び令和8年度以降の次期5か年計画策定に向けてとりまとめられた「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画策定に向けた中間まとめ」（令和7年4月11日今後の国立大学等法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議決定）を踏まえ国立大学法人等の施設整備を計画的かつ重点的に推進するため、「令和7年度国立大学法人等施設整備の方向性」（令和7年5月20日）に基づき、総合評価Sとなった事業を基本として以下1及び2の考え方に基づいて選定する。

なお、具体的な概算要求事業については、本検討会での審議を踏まえ、文部科学省において、政府における概算要求の具体的な方針、予算の状況、各法人の整備計画等を勘案しつつ決定する。

1. 一般事業の選定の考え方

安全・安心な教育研究環境基盤の整備、機能強化等への対応、カーボンニュートラルに向けた取組及び施設マネジメントの視点からの事業ごとの評価に、多様な財源による整備状況、適正な事業執行等に関する法人ごとの評価を加味した選定とする。特に、国立大学法人等が目指すキャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化（更なる推進）に施設面から資するものであると認められる事業※、教育研究の活動である「ソフト」とその活動の場となる施設等の「ハード」を一体として検討している事業、保有する建物の総面積の抑制を図りつつ既存施設を最大限活用していると認められる事業、経年・事故歴等の観点からより緊急性が高いと考えられる事業、過年度に実施済みの事業に続けて実施すべきと考えられる事業、附属病院事業と一体的に実施することが効率的と考えられる事業を選定する。

これに加え、PFI 事業については、一定以上の VFM の発現や財政面の創意工夫等が認められる事業を選定する。

※中間まとめに基づき、地方創生等の地域の課題解決への貢献に向けて、地域とともに発展する共創拠点の実装化を推進することが重要である。また、地域の防災拠点としての役割を果たすため、耐災害性の強化（老朽改善）等を図ることも重要である。

2. 附属病院事業の選定の考え方

一般事業の選定の考え方に加え、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化に資する取組であり、再開発整備計画や地域医療ニーズ等を踏まえている事業を選定する。併せて、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な事業を選定する。